

# 設計業務特記仕様書

飯田市リニア推進部リニア整備課

- 1 仕様書の適用  
本仕様書に記載された特記事項の中で・印の付いた項目については、●印のものを適用する。
- 2 業務委託の種別      ○基本設計      ●実施設計  
                                 ○構造計算      ○意図伝達
- 3 業務名称      令和8年度 都市構造再編集集中支援事業 リニア駅前広場交流施設(仮称)実施設計業務委託
- 4 委託期間      令和 8 年 契約締結日 から  
                                 令和 9 年 3 月 26 日まで

- 5 設計概要
- (1) 施設名称      リニア駅前広場交流施設(仮称)
- (2) 工事場所      飯田市 上郷飯沼
- (3) 設計用途      集会場
- (4) 建築物の類型      用途：第 12 号      類型：第 1 類  
                                 ※告示別添二による建築物の類型

- 6 設計と条件
- (1) 敷地の面積      65,000㎡の一部
- (2) 用途地域及び地区の指定      都市計画区域 近隣商業地域
- (3) 施設の条件

棟別名称	構造階数		建築面積 ㎡	延床面積 ㎡	備考
	RC,SRC,S,B,W	B-,F-,PH-			
交流施設(仮称)	RC	B-1 F-1	683.00	669.00	

- (4) その他
- 各種関係法令に関する届出書類作成、手続きを含む。
  - 工事時の仮設計画を含む。
  - 地元説明会等への出席及び協力を含む。
  - 平面・立面計画、各種仕上材は、原則基本設計図書のとおりとすること。変更する場合は、監督員と協議し、承認を受けてから進めること。
  - 上記に際し、管理運営事業者及びプラットフォームの意見を踏まえながら、監督員と協議のうえ検討を進めること。
  - プロポーザル提案事項について詳細な検討を行い提示すること。
  - 飯田市より示す事業費内で実施設計を行うこと。
  - 原則としてZEB水準に適合すること。

7 設計業務内容

業務内容の項目			業務範囲
基本設計	1 設計条件等の整理	条件整理	×
		設計条件の変更等の場合の協議	×
	2 法令上の諸条件調査及び関係機関との打合せ	法令上の諸条件の調査	×
		建築確認申請に係る関係機関との打合せ	×
	3 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		×
	4 基本設計方針の策定	総合検討	×
		基本設計方針の策定及び建築主への説明	×
5 基本設計図書の作成（要領 第2-六に示す図書）		×	
6 概算工事費の検討		×	
7 基本設計内容の建築主への説明等		×	
実施設計	1 要求の確認	建築主の要求等の確認	×
		設計条件の変更等の場合の協議	×
	2 法令上の諸条件調査及び関係機関との打合せ	法令上の諸条件の調査	○
		建築確認申請に係る関係機関との打合せ	○
	3 実施設計方針の策定	総合検討	×
		実施設計のための基本事項の確定	×
実施設計方針の策定及び建築主への説明		×	
4 実施設計図書の作成	実施設計図書の作成（要領 第2-七に示す図書）	○	
	建築確認申請図書の作成	○	
5 概算工事費の検討		○	
6 実施設計内容の建築主への説明等		○	
意図伝達	1 設計図書を正確に伝えるための質疑応答、説明等		×
	2 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等		×

(1) 上記の設計業務内容の業務範囲に『○』印記載の業務を設計業務範囲とする。

(2) 設計業務は別添「飯田市建設工事設計業務要領」（上記表中及び以下「要領」という。）に基づくほか、市の担当者（以下「係員」という。）の指示による。

8 追加業務

業務項目	業務範囲
積算業務	○
透視図作成	×
模型製作	×
手続関係	○
省エネ関連計算書作成及び申請	○
リサイクル計画書作成	○
概略工事工程表作成	×
事業広報ポスター作成	×
災害応急対策活動用特殊検討	×
エネルギーの効率的利用検討	×
CASBEEによる評価	×
LCCO2評価	×

(1) 業務項目の業務範囲に『○』印記載の業務を追加業務範囲とする。

9 特別経費

業務項目	業務範囲
3D CADを用いた検討	○

(1)上記の特別経費内容の業務範囲に『○』印記載の業務を追加業務範囲とする。

10 提出書類

一 契約時提出書類

名 称	部 数	規 格	様 式	備 考
着手届	1	A4	様式1	原本1部
担当技術者届	1	A4	様式2	原本1部
設計業務計画書	1	A4	様式3	原本1部
建築士法第24条の8の規定に基づき委託者に交付する書面	1	A4		原本1部

二 完成時提出書類

名 称	部 数	規 格	様 式	備 考
完了届	1	A4	様式4	原本1部
請求書	2	A4	様式5	原本1部・写し1部
日報	1	A4		業務人、日数、記入
引渡書	1	A4	様式6	

11 成果品

	名 称	部 数	規 格	備 考
○	設 計 図	1	A2～A3	A2以上は図面ケース、A3以下はファイル綴りにて提出
○	同 上 デ ー タ	1	CD	設計図面全て (JWW形式)
○	同 上 PDFデータ	1	CD	設計図面全て
×	構 造 計 算 書	1	A4	印刷物 ファイル綴り
×	同 上 PDFデータ	1	CD	
○	設 備 計 算 書(電気、機械設備)	1	A4	印刷物 ファイル綴り
○	同 上 PDFデータ	1	CD	
○	工 事 費 内 訳 書	1	A4	係員の指示する様式 印刷物 ファイル綴り
○	同 上 デ ー タ	1	CD	エクセルデータ
○	数 量 及 び 単 価 算 出 調 書	1	A4	印刷物 ファイル綴り(電気、機械設備は別冊)
○	同 上 デ ー タ	1	CD	エクセルデータ
○	見 積 書 比 較 表	1	A3～A4	3者以上の見積比較書 印刷物 ファイル綴り
○	同 上 デ ー タ	1	CD	エクセルデータ
○	見 積 書	1	A4	ファイル綴り
○	特 殊 工 法 仕 様 書	1	A4	必要な場合 係員の指示による
○	打 合 せ 記 録、協 議 書 等	1	A4	係員の指示する様式とする。印刷物 ファイル綴り
○	確 認 申 請、他 申 請 書 等	必要部数	A3～A4	申請書、添付図面共 必要な手続きを含む
○	許 可 申 請 書 等	必要部数	A3～A4	申請書、添付図面共 必要な手続きを含む
×	電 波 障 害 対 策 工 事 関 係 図 書	必要部数	A3～A4	係員の指示による
×	色 彩 検 討 用 図 書	( )	( )	コンピュータグラフィックス2視点3色相
×	模 型	( )	( )	規格は係員の指示による
×	透 視 図	( )	( )	2面を基本
○	その他追加業務成果品	1	A3～A4	3DCAD関係

(1)上記の名称欄に『○』印記載の成果品は提出。

(2)データ提出はCD1枚にまとめて提出可能。

12 その他

提出を要する各種申請書類は、提出、立会、許可書等の受領までの手続きを含むものとする。

# 飯田市建設工事設計業務要領

## 第1 設計の基本方針

### 一 設計理念

建物は、市民に親しみやすく快適で安全なものとする。また、省資源・省エネルギーに努め、自然環境の保全に留意し、地域景観の形成を図りつつ、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保により、品質の均一化、省力化を図り、建設及び維持管理に要するコストの縮減に努める。

### 二 一般事項

#### ア 景観

飯田市景観条例に基づき、次の事項を基本に地域景観に十分配慮すること。

- ① 機能性、安全性、経済性及び施設の特性を踏まえ、意匠の向上、水辺空間・緑豊かな空間の創出。
- ② まち並みや、自然景観との調和、周辺景観との一体性及び地域特性の導入。
- ③ 建築物の屋根は勾配屋根を基本とし、地域の伝統的な建築技術及び工法を採用に努める。

#### イ 周辺環境

地域の気象条件に適用し、公害等による環境破壊に対する配慮・周辺環境との調和を図るとともに、次の事項について考慮する。

- ① 日照・通風の確保及び騒音・振動等の防止
- ② 眺望の妨害、見下ろしによる威圧感やプライバシーの侵害の防止
- ③ 周辺道路の交通傷害等の防止
- ④ 浄化槽設置の場合は、窒素、リン等の高度処理に対応した施設とし、臭気等の防止に努める。
- ⑤ 舗装等を行う場合は、透水性とし、地下水の涵養に努める。
- ⑥ 雨水の有効活用に配慮する。

#### ウ 敷地

施設の配置、平面計画等にあつては、飯田市土地利用調整条例等に基づき、地域のまちづくりにおける土地利用を勘案するとともに、次の事項を考慮し敷地の有効利用を図る。

- ① 大規模な造成を避け、地形、土壌、植生、水系等を生かす配慮と、法面は、できる限り在来の植物で復元する。
- ② 野鳥や小動物等の生殖環境への配慮や、市民がくつろぎ交流できる場の提供のため、落葉樹等を取り入れた緑地及びオープンスペースを積極的に確保する。また、樹木の選定にあつては、「飯田市緑化樹木選定指針」に基づき選定すること。
- ③ 施設を利用する人自らが参加し工夫することができる花壇等のスペースに配慮する。
- ④ 駐車場の適正確保及び歩車道分離による安全確保
- ⑤ 雨水、排水等の処理水、湧水、小川等を活用した水辺空間の創出に努める。

#### エ 防災

公共施設としての特性を踏まえ、建物本体は、機能的でかつ安全な施設とするとともに、次の事項を考慮し防災計画を立て災害防止を図る。

- ① 崖崩れ、出水、地震及び火災等の災害に対する安全性の確保。
- ② 有効な避難経路の確保

#### オ 人への優しさへの配慮

- ① 身体障害者及び病弱者等の特性を踏まえ、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)及び「長野県福祉のまちづくり条例」等(以下「バリアフリー法等」という)に従い、機能性、安全性を考慮した設計とする。
- ② 建築材料は、できる限り地元産の木材等を使用し、健康的で暖かみのある室内空間を確保する。
- ③ 建材の使用に際しては各法令に基づく他、気密性を勘案した換気、通風及び採光の確保とともに、健康に配慮した材料を使用する。

- ④ 異常気象や感染症等に対応するため、空調設備、換気設備、加湿設備等適宜確保する。
- ⑤ 設備機器による振動・騒音の防止に努める。

#### カ 省資源・省エネルギー化及び新エネルギーの活用(脱炭素社会への取り組み)

- ① 敷地の環境条件、建物の用途、規模等の諸条件を総合的に考慮し調整を行いながら省エネルギー化を図る。
- ② エネルギー消費性能の向上を図るため「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」(平成27年法律第53号)(以下「建築物省エネ法」という)を遵守すると共に、コストを考慮した上で性能向上に努めること。
- ③ 太陽光発電及び太陽熱の有効利用、その他新エネルギーを積極的に活用すること。

#### キ 木材利用の推進

地域の資源活用による地域内経済循環や、脱炭素社会の実現などに配慮し、飯伊産材又は県産材の利用を推進する。

#### ク 低環境負荷対策(資源循環型社会への配慮)

- ① 熱帯材の削減や資材等の再資源化及び再生資源の利用など低環境負荷化を図る。
- ② 現場廃棄物の抑制及び再資源化処理しやすい材料・工法の採用に努める。
- ③ 建材は、できる限り長期耐久型又は、リサイクル型のものを使用する。

#### ケ 維持保全

保全業務の利便に配慮するとともに、次の事項に考慮する。

- ① 建築物の長寿命化を目指した、仕上げ材料の耐久性及び耐汚染性の確保。
- ② 建築物、設備機器等の容易な点検、修繕及び保守管理への配慮。
- ③ 外構の保守管理への配慮。

#### コ 費用対効果

- ① 施設の躯体、仕上げ、設備及び外構等について、工事費の適正な配分及び経済設計に努めるとともに、ランニングコストにも考慮し、ライフサイクルコストの低減が図れるよう検討する。
- ② 既製品使用について、建築の質的な均一化を図るとともに、効率化を図るため、品質、性能及び市場性を考慮のうえ活用を図る。

#### サ 関連指針等

次に示す関連ある指針等について理解した上で、積極的に設計に取り入れること。

- ① 飯田市公共建築物整備規程(平成8年9月9日付け 飯田市訓令第5号)
- ② 飯田市公共事業景観形成指針(平成16年11月22日付け 飯田市訓令第5号)
- ③ 飯田市緑化樹木選定指針
- ④ 飯田市公共建築物・公共土木工事等における木材利用促進方針
- ⑤ 各地域のまちづくりにおける土地利用計画
- ⑥ 飯田版ZEH仕様

シ ア～サのほか市の担当者(以下「係員」という)の指示による事項について、その都度協議すること。

## 第2 一般共通事項

### 一 著作権等

当該設計に係る著作権は、飯田市に帰属する。

### 二 設計一般

- ① 設計に必要な基礎資料(仕様・地盤調査報告書等)は、市が提供または貸与する。
- ② 市が示す予定工事費内で設計をまとめること。
- ③ 関係法令に適合すること。
- ④ 地盤調査、測量、造成設計が同時期となるので、設計に着手する前に、現地調査を十分に行い

係員と打ち合わせのうえ進めること。

- ⑤ コストに配慮のうえ地元産材(県産材を含む)の活用に努めること。
- ⑥ 本業務受託者及び本業務受託者と資本面又は人事面で関係のある者は、本事業に係る建設工事に参加することはできない。

### 三 図面の作成方法

- ① 用紙は受託者の負担とする。
- ② 図面は各工事ごとに整理統合して作図し、各々に一連の整理番号をつけること。
- ③ 図面のタイトルは係員の指示による。
- ④ 寸法の単位はメートル法により、寸法線の記入数字は原則としてmm単位で記入すること。

### 四 仕様及び積算基準

ア 次に掲げる仕様書によること。

- ① 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (最新版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- ② 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) (最新版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- ③ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) (最新版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- ④ 建築物解体工事共通仕様書 (最新版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

イ 積算は、次に掲げる基準によること。

- ① 国土交通省建築工事積算基準(最新版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- ② 国土交通省建築工事積算基準の解説(最新版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- ③ 公共建築改修工事の積算マニュアル(最新版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- ④ 以上によることができないものは、次による。
  - ・標準工事歩掛要覧(財)経済調査会発行
  - ・建設工事標準歩掛(財)建設物価調査会発行
  - ・建築数量積算基準・解説 建築積算研究会制定
  - ・その他係員の承諾したもの。

ウ 設計単価は、次のとおりとするほか係員の指示によるものとし、刊行物等価格は、掲載号名・ページなどを明示し、見積価格は比較表を添付する。

- ① 材料単価・労務単価
  - (1) 刊行物単価のうち最安価の単価。
  - (2) (1)によることができないものは、3者以上から徴収したうち最安価の見積単価。
- ② 複合単価(材料単価)
  - (1) 四号エに基づき①の単価を用いて求めた単価。
  - (2) (1)によることができないものは、3者以上から徴収したうち最安価の見積複合単価。

エ 設計に先立ち次の工法等の選定根拠を明確にし、採用工法等について係員の承諾を得ること。

- ① 基礎構造等の選定根拠(工法・本数によるコスト比較等を行う)。
- ② 排水溝の決定根拠(流量算定)。
- ③ 電線、配管の径の決定及び特殊工法等の根拠。
- ④ ゴミ置場、ガス庫等の規模の決定根拠。
- ⑤ 道路舗装の仕様の決定根拠。
- ⑥ 鉄筋・コンクリート等の材種の選定根拠。
- ⑦ 産業廃棄物の処理方法と単価の根拠。
- ⑧ 仕上げ材料等の決定根拠(耐久性、価格などの比較)。
- ⑨ 受水槽及び浄化槽の容量、方式、コスト及び性能等の比較による選定根拠。
- ⑩ その他係員の指示事項。

### 五 その他の協議事項

- ① 建築基準法施行令第128条の6、第129条及び第129条の2等、検証法を用いる設計を予定する場合は、合理的な根拠を示した上で係員と協議を行うこと。
- ② やむを得ず、使用材料等を指定する場合は、事前に係員と協議し、2種以上指定すること。

六 基本設計図書一覧

原則として次のとおりとする。

区分	図書等	備考	
基本設計図書	建築	表紙	
		案内図	
		配置図	
		面積表	
		仕上、仕様概要表	
		各階平面図	
		立面図	
		断面図	
		主要部詳細図	詳細を示す必要がある部分
		外構計画概要書	
	日影図	日影について検討が必要な場合	
	構造	構造計画概要書	基礎含む
	電気設備	受変電設備計画概要書	該当の項目を係員と協議のこと
		非常発電設備計画概要書	
		太陽光発電設備計画概要書	
		電灯・非常用照明計画概要書	
		LAN設備計画概要書	
		電話設備計画概要書	
		弱電設備計画概要書	テレビ、放送設備等必要設備は協議
		配置計画図	建築物の配置、平面計画に影響する部分
	各種技術資料	新技術、特殊工法を使用する場合	
	機械設備	衛生設備計画概要書	該当の項目を係員と協議のこと
		空調設備設計概要書	
		給排水設計概要書	
		給湯設備計画概要書	
		消防設備計画概要書	
		換気設備計画概要書	
		自動制御設備計画概要書	
		配置計画図	建築物の配置、平面計画に影響する部分
	各種技術資料	新技術、特殊工法を使用する場合	
基本設計検討書等	配置、平面、立面(意匠)、構造方針説明書	※1参照	
	階高、天井高さ検討書	主な室についての決定根拠等	
	関係法令チェックリスト	建築基準法、消防法、都市計画法等	
	飯田市条例チェックリスト	飯田市土地利用調整条例、景観条例等	
	工事費概要書	建築・電気設備・機械設備各々算出	
	採用設備計画比較検討書	インシャル、ランニングコストの比較も含め検討	
	ランニングコスト計算書	(用途等により設備が限定される場合は求めない)	
	ユニバーサルデザイン検討書	バリアフリー法等 ※2参照	
	使用材料検討書	外部、内部仕上げ等の検討過程等	
	省資源・省エネルギー検討書	建築物省エネ法	
	工事工程表	情勢を踏まえた工程とすること	
	昇降機設備計画概要書		
	近隣対策検討書	工事中及び完了後に影響のある部分	
	その他個別に必要となる説明書等	係員の指示による	

※1 配置、平面計画、建築意匠、構造を決定する際には2～3案の比較にて係員と協議のこと。  
(その他の決定方法とする場合は、あらかじめ係員と協議を行うこと。)

※2 バリアフリー法等に該当しない場合でも、出入口、通路等検討すること。

※3 縮尺は特に指定しないが、適宜用紙サイズに合わせ、分かりやすい図書とすること。

※4 建物用途、規模等により、検討事項が異なるため、必要な検討書等を係員と協議すること。

※5 検討書等の様式は任意様式とし、用紙はA3又はA4サイズとする。

七 実施設計図書一覧  
原則として次のとおりとする。

区分	図書等				
実施設計図書	建築	表紙	電気設備	表紙	
		図面リスト		図面リスト	
		案内図		案内図	
		配置図		配置図	
		特記仕様書		特記仕様書	
		工事区分表		工事区分表	
		面積表		各種系統図	
		求積図		機器表	
		面積計算書		各種姿図	
		仕上表		受変電設備図	
		各階平面図		受変電・自家発等結線図	
		立面図		電灯盤等結線図	
		断面図		各階電灯幹線図	
		階段詳細図		各階動力幹線図	
		各階平面詳細図		各階電灯、コンセント設備図	
		展開図		各階非常照明設備図	
		各階床伏図		各階空調配線設備図	
		各階天井伏図		避雷設備図	
		屋根伏図		弱電引込図	
		部分詳細図		ケーブルラック、ダクト敷設図	
	建具キープラン	端子盤等仕様図			
	建具表	電話設備図			
	家具図	各階LAN設備図			
	サイン図	各階非常放送設備図			
	日影図	各階TV共聴設備図			
	仮設計画図	各階自火報設備図			
	平均地盤算定図	放送、映像設備図			
	法令チェック図	電気時計設備図			
		太陽光発電設備図			
		自家発電設備図			
		外構電気設備図			
	建築	構造	<del>特記仕様書</del>	機械設備	表紙
			<del>基礎、杭伏図</del>		図面リスト
			<del>基礎梁伏図(梁リスト含む)</del>		案内図
			<del>各階梁伏図(梁リスト含む)</del>		配置図
			<del>軸組図</del>		特記仕様書
			<del>各部断面図</del>		工事区分表
			<del>標準詳細図</del>		各種系統図
			<del>各部詳細図</del>		各種器具表
			<del>各種配筋図</del>		各階衛生設備図
			外構		外構平面図
縦横断面図					各階消火設備図
各部詳細図					各階空調設備図
雨水排水計画図					各階換気設備図
植栽図					各階排煙設備図
昇降機設備	特記仕様書	各階自動制御設備図			
	昇降機設備図	外構機械設備図			
実施設計その他	各種計算書等	構造計算書	設計説明等	・基本設計時からの変更点確認	
		雨水排水流量計算書		・実施設計内容の確認	
		電気設備設計計算書		・各種法令への整合性	

実施設計 その他	各種計算書等	機械設備設計計算書	設計説明等	建築基準法、都市計画法 消防法、他関係法令 バリアフリー法等 建築物省エネ法 飯田市関係条例	
		建築物省エネ法計算書			
		各種根拠(第2-四-エ等)			
	積算	工事費内訳明細書			・予算に対する積算状況報告
		積算調書(数量調書)			
	許可証等	各種申請書			・各種申請状況報告
各申請における許可証					

- ※1 関係法令申請に必要な図書及びその他必要な図面は作成のこと。  
 ※2 縮尺は特に指定しないが、適宜用紙サイズに合わせ、分かりやすい図書とすること。  
 ※3 事前に想定されている特別な設備、及び実施設計時に使用される計算書については八を参照のこと。

八 設備計算書等  
 ア 電気設備工事

実施予定設備	設備種類	特記事項
	(例) 非常用発電機設備	5日以上業務が継続できること
計算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>照度計算書</li> <li>電灯設備負荷容量集計表</li> <li>動力設備負荷容量集計表</li> <li>電路計算書(幹線用・分岐配線用)</li> <li>ケーブルラック計算書</li> <li>短絡電流計算書</li> <li>力率改善用コンデンサ容量計算書</li> <li>直流電源装置計算書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>変圧器容量計算書</li> <li>非常用発電設備計算書</li> <li>太陽光発電設備計算書</li> <li>風力発電設備計算書</li> <li>構内情報通信網設備スイッチ能力計算書</li> <li>交換装置容量計算書</li> <li>拡声設備増幅器定格出力計算書</li> <li>テレビ共同受信設備計算書</li> </ul>

イ 機械設備工事

実施予定設備	設備種類	特記事項
	(例) さく井設備	ホーリングデータ参照
計算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>空調熱負荷計算書</li> <li>熱源機器の算定書</li> <li>冷熱源機器の算定書</li> <li>冷却塔の算定書</li> <li>温熱源機器の算定書</li> <li>煙突及び煙道の算定書</li> <li>エアバランスの算定書</li> <li>ファンコイルユニットの算定書</li> <li>パッケージ形空気調和機の算定書</li> <li>全熱交換器の算定書</li> <li>空気清浄装置の算定書</li> <li>ポンプの選定、配管(全揚程)の算定書</li> <li>送風機の算定書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>吹出、吸込、排気口の算定書</li> <li>ダクトの算定書</li> <li>室内防音計算の算定書</li> <li>換気量の算定書</li> <li>排煙風量、排煙口の算定書</li> <li>高置タンク方式の算定書</li> <li>ポンプ直送方式の算定書</li> <li>局所式給湯の算定書</li> <li>グリース阻集器の算定書</li> <li>排水配管・通期配管の算定書</li> <li>浄化槽の算定書</li> <li>消火設備の算定書</li> <li>ガス設備 液化石油ガス配管の算定書</li> </ul>

- ※1 計算書等様式は任意とし、用紙はA3又はA4サイズとする。  
 ※2 計算は「建築設備設計計算書作成の手引き」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)を参考とする。  
 ※3 原則根拠は計算書にて提出とするが、係員との協議により必要ないと判断される計算書は省略できることとする。